

障がい第982号
令和8年（2026年）8月27日

障害福祉サービス事業所等の長 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

令和8年熊本地震による障がい児者福祉施設等設備災害復旧に係る
所要見込額調査について（依頼）

令和8年熊本地震で被災した障がい児者福祉施設等について、事業再開のために必要な備品・設備等に要する費用等を把握するため、下記のとおり2回に分けて調査を実施します。補助金の交付申請を予定されている事業所においては、当該調査に必ず御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 調査①（交付申請予定の有無に関する調査）

（1）回答期限

令和8年（2026年）9月4日（金）【期限厳守】

（2）回答方法

下記リンクの電子申請（Logo フォーム）より御提出ください。

URL : <https://logoform.jp/f/5toAy>

※回答時点で交付申請の有無が未定の事業所も、申請を行う

可能性がある場合は、必ず御回答ください。

※交付申請を行わない場合の回答は不要です。



スマートフォンからも
申請できます

2 調査②（所要見込額調査）

（1）提出物

ア 調査票

イ 見積書等の実支出（見込）額がわかるもの

ウ 被災写真

※「障がい者施設」と「障がい児施設」で調査票の様式が異なります。

※被災施設が複数ある場合、施設ごとに調査票を作成してください（同一施設に2つ以上の届出がある場合は1施設として計上）。

※期限内に対象経費の算定ができない場合も、提出時点で把握している範囲で御記入いただいた調査票を御提出ください。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)9月25日(金)【期限厳守】

※該当しない場合の回答は不要です。

(3) 提出先

下記リンクの電子申請(Logo フォーム)より御提出ください。

URL : <https://logoform.jp/f/4ezbb>

※電子申請での提出が難しい場合は、下記担当者にメールで提出してください。



スマートフォンからも
申請できます

3 共通事項

(1) 対象施設

障害福祉サービス事業所等(熊本市内を除く)

※詳細は別添「交付要綱」及び「実施要綱(要領)」を参照ください。

(2) 対象経費

ア 開設準備経費及び災害復旧設備費(補助上限額: 450万円※)

当該被災事業所等の事業再開又は設備の復旧に必要な需用費、旅費、賃金、役務費、委託料(耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む。)、使用料及び賃借料(土地、建物に要する経費を除く。)、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)

※実施要綱(要領)で450万円との定めがありますが、国では補助上限額600万円への引き上げが検討されています。

イ 災害復旧大規模生産設備費(補助上限額: 1,710万円)

就労訓練設備事業の災害復旧に必要な備品購入費、工事費、又は工事請負費、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、賃金、消耗品費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)

(3) その他

ア 期限までの調査票の提出が難しい場合は 担当まで御連絡ください。

イ 対象経費には、以下の経費も含まれます。

- ・ 事業再開に必要な訪問用または送迎用の車輛購入費
- ・ 事業所を借り上げる際の礼金や事務手数料
- ・ 耐震診断や地盤調査等の被災施設の安全性を確認するための費用
- ・ 井戸の洗浄や検査に要する費用

(4) 留意事項

交付申請時には被害を受けたことを証する書類等が必要です。罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書、備品台帳、被災写真、見積書、契約書、領収書等の書類を保管しておいてください。

【問合せ先】

熊本県障がい者支援課企画共生班 担当：光永、原

TEL：096－333－2236

E-mail：mitsunaga-y-dm@pref.kumamoto.lg.jp